

## 1. 株式会社の機関設計とその比較

- (1) 取締役 (従来の有限会社型。一人で起業する人に最適)  
 (2) 取締役+監査役 (会計監査限定のみにすれば従来の有限会社型)  
 (3) 取締役+監査役+会計監査人  
 (4) 取締役+会計参与  
 (5) 取締役会+監査役 (会計監査限定のみにすれば従来の株式会社型)  
 (6) 取締役会+監査役+監査役会  
 (7) 取締役会+監査役+会計監査役  
 (8) 取締役会+監査役+監査役会+会計監査人 (上場企業向き)  
 (9) 取締役会+指名委員会等+会計監査人 (上場企業向き)  
 (10) 取締役会+監査等委員会+会計監査人 (上場企業向き)

\*大会社は、監査役・会計監査人が必須

## 2. 取締役会設置会社と非取締役会設置会社の比較

		非取締役会設置会社	取締役会設置会社
1.	機関設定の相違点 (会 326 条 1 項) (会 327 条 1 項 2 号) (会 331 条 4 項)	株主総会と 1 人または 2 人以上の 取締役	①監査役又は監査等委員会もしくは 3 委員会 ②非公開会社で会計参与を置く場合 は監査役は不要 ③公開会社・監査役会設置会社・委 員会設置会社は取締役会必須。 ④取締役は 3 名以上
2	株主総会の権限	会社法で株主総会とされている事 項のほか株主会社に関する一切の 事項につき決定権限がある (会 295 条 1 項)	会社法で株主総会の権限とされてい る事項および定款所定事項のみ決定 権限がある (会 295 条 2 項)
3	株主総会の招集決定 (会 298 条 1 項・4 項)	取締役	取締役会の決議
4	株主総会の招集通知の 方式と権限 (会 299 条 1 項・2 項・ 3 項)	書面投票・電子投票を定めた場合 を除き通知の方法に制限なし (口 頭でも可) 通知の期間を定款で短 縮することが可能(会 299 条 1 項)	書面又は電磁的方法に限る (会 299 条 2 項 3 項) 通知の期限は書面投票・電子投票を 定めた場合を除き 1 週間(短縮不可)
5	株主の議案提案権 (会 303 条)	特定の制限はない(会 303 条 1 項)	一定の議決権を有する者が 8 週間前 までに請求 (少数株主権)
6	決議可能な事項 (会 309 条 5 項・298 条 1 項)	事前通知がなくとも決議できる	招集通知記載事項に限定される
7	業務執行機関	取締役が 2 人以上の場合は過半数 の決定に基づき各取締役が執行 (会 348 条 1 項・2 項) 代表取締役が専ら業務を執行する 旨を定めた場合は、同代表取締役 が執行	取締役会の決定に基づき (会 362 条 2 項) その監督下で、代表取締役お よび取締役会で定められた業務執行 取締役が執行 (会 363 条 1 項)
8	業務執行の決定方法 (会 366 条~367 条)	随時決定。書面による持回決議、 口頭による決定も可能	随時決定。書面による持回決議・口 頭による決定も可能
9	代表取締役	原則、取締役が各自代表権を有す る (会 349 条 2 項) が、定款・定 款の定めによる取締役の互選・株	取締役会で選定する(会 362 条 3 項)

		主総会決議によって選定できる (会 349 条 3 項)	
10	剰余金の配当 (会 454 条 1 項・5 項)	株主総会の決議	取締役会の決議による剰余金の中間 配当が可能

### 3. 監査役設置会社と非監査役設置会社の比較

		監査役設置会社	非監査役設置会社
1	監査役の特権 (会 2 条 9 号)	業務監査権限を有する (会 381 条)	監査役を設置しないか。設置しても 会計監査権限に止まる
2	権限内容	①取締役及び株主総会への報告義務 (会 382 条、384 条) ②取締役会への出席義務 (会 383 条) ③取締役の行為に対する差し止め (会 385 条)	左の規定が適用されない (会 389 条 7 項)
3	取締役等による役員責 任免除(会 426 条 1 項)	定款に定めることができる	定款に定めることができない
4	定款事項	監査役を設置する	会計監査限定監査役を置いた場 合は、「監査役を設置する。ただ しその監査範囲は会計監査に限 定する」
5	定款事項	監査役会設置会社	会計監査限定監査役を置いた場 合は、「監査役設置会社」及び「監 査役の監査の範囲を会計に関す るものに限定する旨の定款の定 めがある

### 4. 合同会社と株式会社の比較

	合同会社	株式会社
1.社員	所有と経営は一致している	所有と経営は分離している
1)責任	有限責任	有限責任
2)数	最低 1 人以上	最低 1 人以上
3)住所地	外国が住所地も可能	全員住所地が外国も可能
4)権利の 内容	原則出資の価額に比例する。定款で自 由に定めることが可能	原則株式数に比例する。種類株式、社員ごとの格別 の定め等法律で内容を異ならせることは認められ ている
5)社員の 管理	定款 (社員の氏名等・住所・出資等の 価額その他の持分の内容は定款記載事 項)	株主名簿 (株主の氏名等・住所・株式数・種類・取 得時期等を記載)
6)持分の 譲渡	原則、他の社員の承諾 承諾の要否、承諾権者その他を定款で 自由に定めることが出来る	株式会社 (定款で定めたときはその機関) の承諾 一定の場合承諾を要しない旨を定めることが出来る
7)入社	原則総社員の一致 定款で自由に定めることが出来る	新株の発行手続 (株主総会の特別決議、取締役の決 議)

8)退社	退社制度がある やむを得ない場合、定款の定めに関わらず退社可能	退社制度なし 法令、定款の定めによる株式を強制的に買い受けることができる制度がある
9)死亡時の取扱い	原則退社 定款で相続人が社員となることを認めることが出来る	相続人が新たな株主となる 但し、定款の定めに基づく売渡請求は可能
2 管理		
1)定款の変更要件	原則総社員の一致 定款で業務執行社員への一任も含めて自由に定められる	株主総会の特別決議 定款で要件の加重が可能
2)社員の意思決定	入退社、解散等は総社員の一致 但し、定款で異なる要件を定めることが出来る	株主総会の決議事項とされているものは、法律で許容されている場合を除き、定款で取締役等の決定で足りることとするのは不可
3)社員資格の要否	業務執行社員は社員	取締役は株主の必要はない 定款で限定することは可能
4)法人役員	法人が業務執行社員となることは可能	法人は取締役等にはなれない
5)任期	業務執行社員に任期規制はない	取締役等に任期規制がある
6)利益相反等	原則他の社員の過半数の承認 定款で自由に定めることが可能	株主総会の普通決議、取締役会の決議